

2006年12月2日
指導者育成委員会
2007年6月14日
常務理事会
2007/08/21
2015/06/20

公認上級指導員養成講習会受講の飛び級制度について（説明）

公認指導員資格をもっていない者が公認上級指導員養成講習会を受講する場合、J T A宛に申請し、許可を得なければならない。

- 1) 申請は、各地域テニス協会及び都道府県テニス協会から J T A コーチング委員会宛に行う。
- 2) 申請用紙は別紙を使用する。特に該当者の実績については、詳細に記入すること。
- 3) 申請条件は、以下のいずれか一つを満たす事とする。
 - ①過去に全国大会に出場した実績を持つ中学校、高等学校のテニス部顧問であり、全国大会引率の経験を持つ者
 - ②当該テニス協会の活動に多大な貢献をしている者。
 - ③その他特別に考慮すべき活動・業績がある者。
- 4) 飛び級制度によって公認上級指導員養成講習会を受講する者は、公認指導員養成講習会の専門科目の受講を免除されるものとする。従って、「共通科目Ⅰ」及び「共通科目Ⅱ」を、受講しなければならない。「共通科目Ⅰ」及び「共通科目Ⅱ」の履修は、原則として公認上級指導員養成講習会専門科目の受講年度に受講することが望ましい。
- 5) 各地域テニス協会及び各都道府県テニス協会からの申請は、原則として公認上級指導員養成講習会受講年度の4月末日とする。
- 6) J T A コーチング委員会は、各地域及び各都道府県テニス協会からの申請に基づき、本委員会の審議を経て、飛び級の可否を決定し、当該テニス協会宛に連絡する。

以上